

元和磯竹島（鬱陵島）一件

森 須 和 男

はじめに

1. 先行研究の紹介
 2. 「元和磯竹島一件」の概要
 3. 韓国・国史編纂委員会所蔵「対馬宗家文書」史料1、2について
 4. 先行研究で引用されてきた史料3、4、5、6について
 5. その他史料7について
- おわりに — 若干の考察

はじめに

筆者が2009年に行った資料収集の過程で、韓国・国史編纂委員会所蔵『対馬宗家文書目録』中に、「元和磯竹島一件」の書翰写しが存在するのを確認した。この史料は、中村栄孝『日鮮関係史の研究 下』において「日本人の『磯竹島』渡航」に触れた一節で、「つけ加えておきたい」と記述している文書のことである¹。

本稿では、この書翰写し史料を、先行研究で活用されてきた史料とともに紹介を行う。また、書翰写し史料を中心に、「元和磯竹島一件」の顛末について若干の考察を施したい。

1. 先行研究の紹介

近世期の日朝関係史を論じた先行研究は数多いが、「元和磯竹島一件」をとくに取り上げた研究は少ない。その最大の要因は史料の絶対量が少ないことである。

「元和磯竹島一件」に触れた代表的な先行研究としては、中村栄孝『日本と朝鮮』（至文堂、1966年、241頁）及び「竹島と鬱陵島」『日鮮関係史の研究 下』（吉川弘文館、1969年、454-458頁）を挙げることができる。そこでは、「李石門扶桑録」『海行摠載』、『通航一覽 卷一二九』、『対州編稔略』、『柚谷記』（未見書）²、釜山甲寅会編『日鮮通交史 附釜

1 中村栄孝『日鮮関係史の研究 下』吉川弘文館、1969年、457頁。

2 『柚谷記』『柚谷年代集』は、慶長六（1601）年丑朝鮮通交の御使柚谷（ゆたに）弥助橋智廣の

山史 前編』（1915年9月25日）、田川孝三「竹島の歴史的背景の素描」（『親和』第7号、1954年5月）などを資料に用いて論じている。また、この中村の後者の研究では、「さらに、つけ加えておきたい」史料として、「大正十五年に、朝鮮総督府朝鮮史編修会が、旧対馬厳原藩主の宗家から譲りうけた『宗家文書』のなかに、『磯竹島』に関する一括袋入りの文書があったことである。慶長・元和のころのもので、磯竹某の名まえがあったように記憶する。現在は、韓国政府の国史編纂委員会の所管になっている」と述べている³。

また、内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』（多賀出版、2000年）では、「磯竹弥左衛門事件」として「元和磯竹島一件」を取り上げ、『通航一覧 卷一二九』、『対州編稔略』、『日鮮関係史の研究 下』（李石門扶桑録）を基にして論じている⁴。

さらに、池内敏「元禄竹島一件」『大君外交と「武威」』（名古屋大学出版会、2006年）では、元禄竹島一件との関連で「元和磯竹島一件」について触れ、『竹島紀事』を使用し論じている⁵。

このように、いずれの先行研究でも、以下に紹介する書翰写しは用いられておらず、ここに史料紹介を行う意義がある。

2. 「元和磯竹島一件」の概要

これまでの先行研究で使用されてきた基本史料「李石門扶桑録」、「対州編稔略」、「袖谷記」、「竹島紀事」及び各氏論考を参照にして「元和磯竹島一件」の概要を記すと、以下のようである⁶。

弥左衛門は、豊臣秀吉（天文六＝1537年生、慶長三＝1598年に伏見城にて没）に磯竹島への渡海を願い出て、磯竹島より材木や篋（たけ）のような大きな蘆葦（あし）を持ち帰った。秀吉は大いに喜び、弥左衛門に朱印を与え、名前も磯竹弥左衛門とした。これ以後、弥左衛門は磯竹島渡海で収入を得て、雑税又は営業税を大坂に納めていた⁷。その後、徳川幕府の時代に移ったが、幕府の朱印を得ないまま、潜商を続けていた。

幕府は、元和六（1620）年に対馬の商売人弥左衛門・仁右衛門父子が磯竹島へ密かに渡海しているので、捕まえて京都へ送るようにと、対馬藩主宗義成に命じた。対馬藩は、二艘の小船で磯竹島に小田治部右衛門、阿比留新左衛門、高橋弥左衛門、小島半（平）左衛

子孫によると考えられる。『天龍院公実録 下』254頁にでる元禄九＝1696年の袖谷彌助橘友幸か。

3 注1に同じ。

4 内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』多賀出版、2000年、34-41頁。

5 池内敏『大君外交と「武威」』名古屋大学出版会、2006年、282頁。

6 史料により時間的なずれや固有名詞の相違、誤写等があることに留意されたい。

7 李石門「扶桑録」光海君九（元和三）＝1617年10月1日、5日の記述では、弥左衛門は秀吉の死後に間もなく亡くなり、元和三年頃には磯竹島への渡海も途絶えたとする。

門、山下五左衛門を遣わし、二人を捕らえてきた。その後、使者として人見三右衛門、吉田庄右衛門を付け、伏見に弥左衛門・仁右衛門を送った。

こうして、公儀による公事が行われた。対馬藩は松尾七右衛門を上洛させて対処し、対馬藩が公事に勝利した。

3. 韓国・国史編纂委員会所蔵「対馬宗家文書」史料1、2について

史料1⁸

『拾七番 天正十年壬午従 聞書秘集 但シ三冊ヲ合スル』と表題にある三冊中の一冊である史料中の「古字聞書并 平公對州宗家御系圖全 六拾五番 弐冊之内 紙数三十九枚 此書傳記覚候 袖谷年代集」⁹。

史料1-1

一磯嶽ト云所へ弥左衛門ト云者渡り、年々シヨムヲ仕り日本国へ渡ル、是ハ御朱印ヲ持居候、此者永々御朱印ヲ不差上候、急キトラへ渡り候へト有ヲ、小田ノソシ其外諸給人数十人被差渡トラエテ来ル、京都二而彼磯竹弥左衛門田舎ノ口無調法成ヲ知り、以ノ外カヘリ口事ヲ掛ケ利運ニ仕、ステニ此方ノ侍衆マケテ、アマツサヘ及大事バントスル時ニ、京都代官松尾七右衛門¹⁰ 罷出、諸司代ニ而口事ヲ仕り利運ニ申ナル、是ハ七右衛門京都二十年召置玉フ、其内義智公¹¹ ハ御逝去也（以下省略）

【大意】

磯嶽と言う所へ弥左衛門と言う者が渡り、毎年所務（年貢）を納めるため日本国へ渡る。弥左衛門は御朱印（渡海免状）を持っている。この者は、ながなが（豊臣秀吉の死後徳川の時代になっても）御朱印を返上しなかった。急ぎ捕らえるため渡れと命令があり、

8 韓国・国史編纂委員会所蔵「対馬宗家文書」記録類目録 No.6538。天正十（1582）年。

9 注2に同じ。

10 松尾七右衛門は、六十人商人の家柄（元々は宗家の家臣であった者が領地の替わりに、交易にかかる課税が免除され、商人となり、対朝鮮貿易を行っていた）である。田代和生『書き替えられた国書』中央公論社、1983年、66-68頁、191頁。

11 対馬藩宗家十九代義智（よしとし、萬松院、慶長二十＝1615年没）。ちなみに、二十代義成（よしなり、光雲院、明暦三＝1657年没）、二十一代義真（よしぎね、天龍院、元禄十五＝1702年没）、二十二代義倫（よしつぐ、靈光院、元禄七＝1694年没）である。

小田ノソシその外諸給人数十人が渡り、捕えて来る。ところが京都において、磯竹弥左衛門が田舎者の無調法な態度を示し、思いもよらず反訴して勝訴した。裁判で対馬藩の侍衆が負けてしまっただけでなく、その上大事に及ぼんとする時に京都代官松尾七右衛門が参上して（京都）所司代（板倉勝重）¹²に訴えて、裁判で勝利した。これにより松尾七右衛門は京都に十年召し置かれた。その内に宗義智（よしとし、実際には「元和磯竹島一件」より前の慶長20年=1615年に亡くなっている）公が御逝去された。

史料2¹³

『奥御系圖御長持御判物御長持并年寄中御預長持入之御書物寫』「讀合濟 御判物御長持之内 袋ノ上ハ書 元和六年庚申磯竹島弥左衛門 仁左衛門被召捕候時之覚書一冊 御状三通此内ニ入」。

史料2-1

書翰之趣令拝見候、仍而旧冬磯竹二右衛門¹⁴

目安差上候處、無相違相濟候、蒙御満足

之旨■得其意尤存候、御昏面之通具

申上候處、御仕合残所無御座候而、御心安

可思召候、恐々謹言

土井大炊■助

三月廿七日

利勝判

宗對馬守様

貴到

【大意】

書翰の趣を拝見しました。元和六年冬磯竹二右衛門が訴え出ましたが、特に問題もなく済み、御満足なさったと思います。あなたの考えのように、もっともなことと思います。御紙面（あなたからの手紙）の通りつぶさに申し上げたところ、何も問題なく済みましたので、御安心ください。恐々謹言。

12 板倉勝重（伊賀守）、慶長六（1601）年八月頃～元和六（1620）年所司代。

13 韓国・国史編纂委員会所蔵「対馬宗家文書」記録類目録No.6580。（9）。また、この史料2は、同じ長持に入れられていた史料が対馬藩の表御書札方（文書管理役）田嶋十郎兵衛が、老中阿部豊後守正武に貞享三（1686）年七月に持参差し上げた史料の控えであることから考えると、同類である可能性がある。

14 磯竹二右衛門とは、他の史料に出てくる仁右衛門（じんえもん、にえもん）と同一人物であると考えられる。

土井大炊（頭）助利勝、三月廿七日¹⁵、宗對馬守（義成）様。

史料 2 - 2

尊札殊金襴式卷被懸御意候、誠
寄思召御懇意之段忝奉存候、隨而磯竹
二右衛門目安差上申候處ニ、貴様思召振
御前相濟御満足被成之旨御尤ニ奉存候、
委曲期来信之節候条、不能詳候、恐惶
謹言

松平右衛門佐¹⁶

三月廿日 立
宗對馬守様

【大意】

御手紙を頂戴し、とりわけ金襴式巻を御贈り下さり、誠に懇意をありがたく思います。さて磯竹二右衛門が訴訟を差し出したところに、宗對馬守様がお考えになったように、將軍の判断が下されて、御満足なされたのも、もっともおもいます。詳しい事情については、次に御手紙を頂戴した時にいたしましょう（今は詳しくは述べません）。恐惶謹言。

松平右衛門佐、
三月廿日 立
宗對馬守様
尊報

史料 2 - 3

従 殿様尊書被成下候、忝致拝見候、可
然様ニ被仰上可被下候、先以今度之御公事
昨日廿日雅樂様ニ而御寄合御座候、則
七人之者もめしつれ罷出候處、たかいノ
口上被聞召分、公方様ニ御案内被成候處、
對馬殿豊前殿手前不苦候而御免被成
候間、御錠之通御奉行衆ハ被仰付候、則

15 元和七年と推測される。

16 松平右衛門佐は、幕府勘定頭松平正綱（天正四 = 1576 年生～慶安元 = 1648 年没）である。

七人之者も御たすけ被成候而山城殿¹⁷江
渡し申上候、豊前守事も早々国本へ
可罷下之由候得者、為御礼又々江戸へ罷下り
申覚悟ニ御座候、扱々かように懇ニ相濟
可申与ハ存不申上候、諸事大炊様御一人
之御きも入故ニ御座候、様子之義ハ三右衛門
庄右衛門可被申上候間、大方申上候、此等之趣御
次而御ひろふ奉頼候、恐々謹言

松尾七右衛門

霜月廿一日

— 判

内野勘左衛門殿¹⁸

尚以、島中町屋ニ御座候奉行を被仰付、一月
一度ツ、御センさく被成候事専一候間、此由懇ニ
可被仰上候、与分見へかたく可被仰付候、扱々
今度之御仕合めて度申上候、已上

【大意】

殿様（宗義成）より御手紙をいただき、かたじけなく拝見しました。（殿様に）よろしく御伝え下さい。なにはさておき、この度の公事は昨日（十一月）廿日、老中酒井雅樂頭忠世様宅にて御寄り合いがありました。その時七人の者を召し連れその場に出ました。互いの口上（主張）を聞かれそれを公方様（徳川秀忠）にお知らせされたところ對馬殿（宗義成）豊前殿（柳川調興）方には問題がないとの御判断で、御諍（お言葉）の通り御奉行衆より仰せ付けがありました。したがって七人の者もお助けに成されて山城殿へ御渡しになった。豊前守も早々国元（對馬）へ下るべきとの事でした。一旦国元に戻りますが、御礼を申し述べるため、又々江戸へ戻るつもりにしています。さて、それにしてもこれほど對馬藩方の意向を汲んだ裁決が下るとは思っても見ませんでした。そうなったのは、すべて大炊様（老中土井大炊頭利勝）御一人の肝煎りにより行われたからでしょう。訴訟裁判の様子については（これから江戸を立ち、殿様のおられる對馬に向かう）人見三右衛門・吉田庄右衛門より申し上げることになりますので、今は概略にとどめます。これらについて、何かの折に殿様に披露されるようお願いいたします。

松尾七右衛門 判 霜月廿一日 内野勘左衛門殿

17 山城殿とはだれを指すのか特定できていない。

18 内野勘左衛門は、對馬藩主の側に仕えている藩士と考えられる。

なお（私＝松尾七右衛門に）島中（対馬島）の町屋にある対馬藩の奉行所の奉行を仰せ付けていただき、一ヶ月に一度ずつ穿鑿ごとをすることを専らとすることができる様に（殿様に）よろしく御伝え下さい。はっきりでなく、何となく御伝え下されば結構です。已上¹⁹

史料 2 - 4

覚書

元和六年庚申 台徳院様²⁰ 〆磯竹島ニ
罷在候日本人弥左衛門仁右衛門与申者召捕
差上候様ニ与
義成様へ被仰付候、磯竹島ハ朝鮮國之内
鬱陵嶋与云所ニ而候、審ニ朝鮮本芝峯類説²¹
見ヘタリ
依之、小田治部右衛門、阿比留新左衛門、高松弥左衛門、
小島平左衛門、山下五左衛門、右五人被差越、
弥左衛門、仁右衛門を召捕来候、人見三右衛門、吉田
庄左衛門被相附、江戸江被送届候處ニ、
仁右衛門公義へ目安を差上候付而、
義成様江与公事ニ成申候、公事之意趣
相考候得共、書記候物無之不相知候、
然處ニ公義江具ニ被聞召分、
義成様御理運ニ被仰付、此時土井大炊頭殿へ
御禮御状被遣候御返事一通、松平右衛門佐殿へ
被遣候御状之御返事一通、并柳川豊前²²

19 追伸の難解部分について、対馬藩士柳川豊前守調興の家来（家士）である松尾七右衛門が論功行賞で藩の奉行職に就くことが出来たのであろうか。

20 台徳院とは、徳川秀忠のことである。なお、徳川家初代家康（安国院：慶長十＝1605年、大御所：元和二＝1616年没）、二代秀忠（台徳院：元和九＝1623年、大御所：寛永九＝1632年没）、三代家光（大猷院：慶安四＝1651年没）である。

21 朝鮮国の李晬光（イ・スグァン）による『芝峯類説』では、万歴四十二（1614＝慶長十九）年序の巻二、地理部に磯竹島の島名がでてくる。

22 柳川豊前守調興（しげおき）、松尾七右衛門は、「元和磯竹島一件」の後、宗家との対立（柳川一件）が発生した。家老柳川豊前守は、寛永十（1633）年に朝鮮国との外交において宗家が国書改竄をしていると幕府に訴え出た。寛永十二（1635）年三月十一日に徳川家光の考えにより、双方の口上を聞いた上で採決する事にした。徳川家光は国益を考えた上で、柳川豊前守の敗訴とした。柳川豊前守は津軽流罪（老中土井利勝の計らいで津軽藩の賓客扱いになっている）となり、松尾七右衛

家来松尾七右衛門方る内野勘左衛門方へ遣候
書状壺通、以上三通一袋ニ仕置也

【大意】

覚書

元和六（1620）年庚申、台徳院（徳川秀忠）様より磯竹島に居る日本人弥左衛門・仁右衛門と言う者を召し捕って差し出すようにと、義成（対馬藩主宗義成）様へ仰せ付けられた。磯竹島は朝鮮国の内鬱陵島と言う所で、委細に朝鮮本「芝峯類説」に見える。これにより小田治部右衛門・阿比留新左衛門・高松弥左衛門・小島平左衛門・山下五左衛門右五人を磯竹島に向かわせ、弥左衛門・仁右衛門を召し取って来た。人見三右衛門・吉田庄左衛門を同行させて江戸に送り届けた。ところが仁右衛門が幕府へ訴状を差し出したので、義成様に対する訴訟となった。訴訟になった内容はよく分からないが、書き記した物もないので、分からない。そうしたところ、幕府ではこと細かに判断して下さり、義成様の勝訴となった。

その折に、老中土井大炊頭利勝殿に御礼状を送った際の御返事一通。松平右衛門佐殿へ送った書状に対する御返事一通並びに柳川豊前守調興家来松尾七右衛門より内野勘左衛門へ送った書状壺通以上三通を一袋に入れて置く。

4. 先行研究で引用されてきた史料3、4、5、6について

史料3

釜山甲寅會『日鮮通交史附釜山史前編』1915年、535頁。

袖谷記に曰、磯竹島は、昔、鷺坂彌左衛門父子渡此島陰居、自公儀以御朱印、對馬侍府中田舎者小船二艘以行捕之來也、是自日本行事禁法故なり、又望朝鮮人捕之朝鮮人見御朱印無別條曰返之也。又曰、磯竹島日本人陰、鷺坂彌左衛門父子大坂船止三箇月、對州申來、津和碕主馬、福田彌兵衛、田舎給人、五人、以御意御朱印下渡海而田舎給人船到磯竹島、彌左衛門父子欺捕來有於公儀口事松尾七右衛門上洛仕申勝、朝鮮國公儀之御朱印下朝鮮内乎、故譯曰朝鮮内無磯竹島云々、故依對州決之彌左衛門耳不聞故密談多以是爲口事七右衛門大勝之云々。

（「袖谷記」出典不詳）

門智保及び男子は、死罪となった。

史料4

越常右衛門克明（こしつねう えもんかつあき）編『竹島紀事』享保十一（1726）年丙午仲冬（国立公文書館内閣文庫所蔵 函号 271-145）。

九月四日

此時 天龍院公御近所役加納幸之助を以
被仰出候ハ竹嶋之儀磯竹島とも申先年
大猷大君御代被嶋江磯竹弥左衛門仁左衛門
与申者住居いたし居候を召捕被差出候様ニ与
光雲院公江被仰付則此方ハ被召捕被
差出たる事在之候然者竹嶋之儀日本
伯耆之内之嶋与 公儀ニ被思召候ハ、
伯耆之太守²³ハ弥左衛門仁左衛門召捕被
差出候様ニ可被仰付之所御国江被
仰渡候ハ朝鮮之竹嶋与被思召上たる
事与相見へ候間右之次第一応

公儀江御伺被成思召之程得与御聞
被成候上朝鮮江可被仰懸哉与之御事ニ
候所此時之衆儀 公命を以朝鮮江被
仰進候ハ、違難ニ及申間敷との事ニ而
押而参判使を以被仰遣候由也

史料5

李石門（景稷）「扶桑録」（元和三年朝鮮通信使従事官の紀行文、『海行摠載』に所収）。

昔年秀吉在時有一倭自願入蟻竹島伐取材木及蘆葦而來或有大者如篁
秀吉大喜仍名曰蟻竹弥左衛門仍令弥左資為生活定為歳入
未久秀吉死而弥左繼斃更無往來之人家康得聞此言令先自来言云

史料6

鈴木棠三編『對州編稔畧』1972年、244-245頁²⁴。

23 伯耆之太守とは、鳥取藩主池田伯耆守綱清（藩主在任期間は、貞享二 = 1685年～元禄十三 = 1700年）のことである。

24 本所収史料は、史料編纂所所蔵本（元文四 = 1739年十二月写本）、長崎県立長崎図書館所蔵本

「對州編年略 下」藤定房（とうさだふさ）纂輯（本州編稔畧卷第三）享保八（1723）年十二月。

元和六年

○同六年庚申本國ノ商賣弥左衛門仁右（左）衛門ト云者
竊ニ渡リ海居磯竹島ニ之間捕之可送京都之由有
台命依之義成君被遣小田治部右衛門阿比
留新左衛門高松弥左衛門小嶋平左衛門山
下五左衛門小田阿比留早速到被島捕二人
帰了於是以人見三右（左）衛門吉田庄右衛門為
使者被送遣之ヲ伏見ニ云云

5. その他史料7について

史料7

早稲田大学古典籍ライブラリー所蔵（請求番号ル04 01173）『津嶋紀略 全』文政四（1821）年 橋終南写。

陶山存（すやまながろう）（訥庵 = とつあん）撰『津嶋（島）紀略 卷之四』享保十二（1727）年跋。

今年（元和六年）公仰せを承り竹嶋尔人を遣し弥左衛門仁左衛門を捕て送了

おわりに — 若干の考察

以上、「元和磯竹島一件」に関する史料紹介を行った。先行研究で使用された史料によると、概要で述べたように考えられる。これらを踏まえた上で、ここに紹介した書翰写し史料（一次史料）を中心に考察すると、裁判の地が京都ではなく江戸である点など、幾つか相違点の存在が明らかとなる。

元和六年庚申、徳川秀忠より磯竹島に居る日本人弥左衛門・仁右衛門の二人を召し捕って差し出すようにと、対馬藩主宗義成へ仰せ付けられた。対馬藩は小田治部右衛門、阿比

（文化八 = 1811年正月写本）を使用している。なお、本文中の丸括弧は、長崎図書館本の使用字である。また、この史料は、『日鮮関係史の研究 下』456頁にも所収され、「朝鮮国部」『通航一覽 卷一二九』にも引用されている。

留新左衛門、高松弥左衛門、小島平左衛門、山下五左衛門の五人を磯竹島に向かわせ、弥左衛門・仁右衛門を召し捕り、帰藩した。対馬藩は元和六年冬、人見三右衛門、吉田庄左衛門を付けて弥左衛門・仁右衛門を江戸へ送り届けた。ところが、仁右衛門が逆に幕府に対して目安を差し出した。それにより対馬藩主宗義成に対する公事ともなった。一時、対馬藩方が劣勢となったが、柳川豊前守調興の家来松尾七右衛門の働きにより有利に転じた。十一月廿日、老中酒井雅樂守忠世により最終寄合が行われた。対馬藩は七人の者も召し連れて行った。その場で双方の口上を聞かれ、それを老中は公方様に報告した。その結果は、御奉行衆より御錠の通りとして、対馬藩方の勝ちとなった。だが、双方の意見の内容、審議内容、どの様な採決が下され弥左衛門・仁右衛門がどの様な処罰を受けたかは依然として不明のままではある。

また、この一件が急々に済まされたのは、老中土井大炊頭利勝一人の肝煎りであった。元和七年、宗対馬守義成は土井大炊頭利勝に礼状を送り、三月廿七日付の返書を受け取っている。

書翰写し史料からは以上のように考えられる。

追記 史料収集に際しては、鳥根県立大学福原裕二教授、翻刻に際しては、鳥根大学長谷川博史教授、大意に際しては、名古屋大学池内敏教授からご助力をいただいた。

参考文献

- 泉澄一編『宗氏実録（一）』清文堂出版、1981年、256-308頁。
- 雨森東五郎（芳洲）編「天龍院公實録 下」正徳四（1714）年八月（藏瀬家本）²⁵。
- 安藤良俊・梅野初平編『対馬藩分限帳』九州大学出版会、1990年。
- 田代和生監修『宗家文書 第Ⅱ期 江戸藩邸毎日記 別冊下』ゆまに書房、2003年。
- 新対馬島誌編集委員会『新対馬島誌』1964年。
- 対馬教育会編『増訂対馬島誌』名著出版、1973年。
- 鈴木棠三校注『楽郊紀聞 1 対馬夜話』平凡社、1977年（安政六〔1859〕年乙未二月廿日 楽郊 中川 延良誌）。
- 田代和生『書き替えられた国書』中央公論社、1983年。
- 池内敏「『柳川一件』考」『歴史の理論と教育』第152号、名古屋歴史科学研究会、2019年3月。
- 若松實訳『李景稷 扶桑録 江戸時代第二次（元和三）朝鮮通信使の記録』日朝協会愛知県連合会、1988年。
- 荒木和憲『対馬宗氏の中世史』吉川弘文館、2017年。
- 慶應義塾大学古文書室『慶應義塾大学所蔵古文書目録 武家文書・宗家・柚谷家』2008年。
- 藩法研究会『近世刑事史料集 2 対馬藩』創文社、2014年。

25 本書は、天龍院公（宗義真）の時代に発生した元禄竹嶋（鬱陵島）一件の記述はあるが、関連する元和磯竹島（鬱陵島）一件については、なぜか記述が成されていない。

『北東アジア研究』第31号（2020年3月）

キーワード 磯竹島、磯竹弥左衛門、対馬藩、対馬宗家文書、日朝関係史

(MORISU Kazuo)